

## 年金法令・制度運営（問題）

### 【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。  
特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

(例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」)

問題1. 次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。  
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(25点)

設問1. 次は、「確定給付企業年金法」に規定する「確定給付企業年金の終了」に関する記述である。

第八十三条 規約型企業年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

一 次条第一項の規定による終了の承認があったとき。

二 第八十六条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。

三 第二条第三項又は第六項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。この場合において、当該基金型企業年金は、終了したものとする。

一 第八十五条第一項の認可があったとき。

二 第二条第六項の規定による基金の解散の（ A ）があったとき。

第八十四条 事業主は、実施事業所に使用される（ B ）の（ C ）で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該（ B ）の（ C ）で組織する労働組合がないときは当該（ B ）の（ C ）を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。

2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「承認を受けた旨」と読み替えるものとする。

第八十五条 基金は、代議員会において（ D ）の（ E ）により議決したとき、又は基金の事業の継続が不可能となったときは、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の解散の認可があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「認可を受けた旨」と読み替えるものとする。

第八十六条 (略)

第八十七条 第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した（ F ）を下回るときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 申請	(イ) 申出	(ウ) 命令	(エ) 指図
(カ) 届出	(ク) 三分の一以上	(ケ) 二分の一以上	(コ) 過半数
(ク) 三分の二以上	(コ) 四分の三以上の多数	(サ) 出席した代議員	(シ) 代議員の定数
(ス) 出席した理事	(セ) 理事の定数	(ソ) 清算人	(タ) 加入者
(フ) 受給権者	(ツ) 加入者及び受給権者	(テ) 厚生年金保険の被保険者	
(ト) 通常予測給付額の現価に相当する額	(チ) 数理債務の額	(ニ) 責任準備金の額	
(ハ) 最低積立基準額	(ヘ) 積立超過額		

設問 2. 次は、告示「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」に規定する「特別算定方法」に関する記述である。

第三条 次の各号のいずれかに該当する確定給付企業年金を実施する事業主等は、前条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。

- 一 積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が ( A ) パーセント以上である確定給付企業年金(リスク分担型企業年金を除く。)
- 二 ( B ) 資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が ( C ) パーセント以上であるリスク分担型企業年金
- 三 法第九十七条第一項の規定に基づき、年金数理人(同条第二項に規定する年金数理人をいう。第六条において同じ。)から法第九十七条第一項の年金数理に関する業務に係る書類に ( D ) の変動を勘案すべき旨の所見が付されたリスク分担型企業年金

(略)

5 厚生労働大臣は、特別算定承認の申請があった場合において、その申請に係る算定方法が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、特別算定承認をするものとする。

- 一 財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額(リスク分担型企業年金の場合にあつては、調整前給付現価相当額)から掛金の額(規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額と規則第四十六条第一項に規定する特別掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。)の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の ( E ) 年に一回の頻度で発生すると予想される最大額とするものであること。
- 二 ( F ) 変動により積立金の額が低下する危険を考慮するものであり、かつ、( G ) と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあつては、( H ) と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するものであること。
- 三 信頼できるデータ、情報及び手法を用いるものであること。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 一	(イ) 二	(ウ) 三	(エ) 四
(カ) 五	(ク) 十	(キ) 十五	(ク) 二十
(ケ) 二十五	(コ) 三十	(サ) 五十	(シ) 百
(ス) 基礎率	(セ) 予定利率	(ソ) 調整率	(タ) 再評価率
(チ) 金利	(ツ) 死亡率	(テ) 長期期待収益率	(ト) 期待収益率
(ナ) 人員構成	(ニ) 加入者数	(ヌ) 加入者の給与の額	(ネ) 資産の価格
(ノ) 目標とする	(ハ) リスク算定用	(ヒ) 過去五年平均の	(フ) 規約に規定する
(ヘ) 保有資産のリターン		(ホ) 保有資産のリスク	
(マ) 保有資産のリスク・リターン		(ミ) 予定利率以外の基礎率	

設問 3. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19 に関する数理実務基準」に規定する「数理上の仮定又は方法の提示と指示」に関する記述である。

## 27. 数理上の仮定又は方法の提示と指示

(略)

- ① 会員が数理上の仮定又は方法を提示する場合、あるいは、依頼主又は他者によって指示された数理上の仮定又は方法を会員が支持する場合には、会員は、次を行う。
  - a. 数理上の仮定又は方法の選択  
会員は、本専門業務のために適切な数理上の仮定又は方法を選択する。会員は、( A ) が必要とするもの、及び、本専門業務の目的を考慮する。会員は、対象企業が置かれている状況、依頼の内容、及び、該当する業界の状況を考慮する。使用するデータに瑕疵があることが知られている場合には、これを補うために数理上の仮定又は方法をどの程度補正することが適切であるかを検討する。
  - b. 仮定の ( B )  
会員は、用いる方法のもとでの仮定の ( B ) を検討する。これには、用いる方法の ( B )、及び、当該方法を適用する際の変数の ( B ) に関する専門家としての合理的な判断が大きな要素として含まれることが通常である。仮定には、過去のデータの解釈や将来の見通しが含まれる場合がある。仮定に、本専門業務の結果の過小又は過大評価につながるような相当程度の偏りがあることが知られている場合には、これを用いることが適切かどうかを検討する。
  - c. ( C )  
会員は、過去の ( C ) が、数理上の仮定又は方法に与える影響を考慮する。( C ) は、事業構成の変更や人事制度の変更といった内部の状況、あるいは、法律、経済、規制や社会環境の変化といった外部の状況から生じることがある。
  - d. 個々の数理上の仮定と数理上の仮定全体  
会員は、数理上の仮定が全体として合理的であるかどうかを評価する。数理上の仮定が個々には妥当であるとしても、複数の仮定それぞれの慎重さ又は楽観さによって、数理上の仮定の全体では妥当ではない可能性がある。そのような場合には、数理上の仮定の全体が妥当になるように、会員は、適切な調整を行う。
  - e. 数理上の仮定の相互の整合性  
会員は、本専門業務に用いられる数理上の仮定が、重要な点において互いに整合的であるかどうか、及び、相互関係が適切にモデル化されているかどうかを判断する。重要な不整合がある場合には、会員は、それを全て ( D ) する。
  - f. ( E ) の分析  
必要な場合には、会員は、主要な数理上の仮定を変更する場合の影響について ( E ) の分析方法を検討し使用する。( E ) 分析が適切であるかどうかの判断にあたって、

会員は、本専門業務の目的、及び、当該目的に照らして主要な数理上の仮定における（ F ）  
を反映するものであるかどうかを考慮する。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 経営者	(イ) 想定利用者	(ウ) 政府当局者	(エ) 監査人
(オ) 合理性	(カ) 適切性	(キ) 重要性	(ク) 正確性
(ケ) 不連続性	(コ) 不適切性	(カ) 不完全性	(シ) 不十分性
(ス) 有価証券報告書に注記		(セ) 想定利用者に助言	
(ソ) 監査人に伝達		(タ) 報告書に記載	
(フ) 影響度	(ツ) 感応度	(テ) 重要度	(ト) 危険度
(チ) 結果への影響	(ニ) 全体の整合性	(ヌ) データの精緻さ	(ネ) 合理的な変動幅

設問 4. 次は、企業会計基準委員会が公表している「実務対応報告第 33 号 リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」の記述である。

3. リスク分担型企業年金のうち、企業の（ A ）が、給付に充当する各期の掛金として、規約に定められた標準掛金相当額（給付に要する費用に充てるため、事業主が将来にわたって平準的に拠出する掛金に相当する額。以下同じ。）、特別掛金相当額（年金財政計算における過去勤務債務の額に基づき計算される掛金に相当する額。以下同じ。）及びリスク対応掛金相当額（財政悪化リスク相当額に対応するために拠出する掛金に相当する額。以下同じ。）の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に（ A ）を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準第 4 項に定める（ B ）に分類する。
4. （略）
5. 退職給付会計基準第 4 項に定める（ B ）に分類されるリスク分担型企業年金については、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、本実務対応報告第 3 項及び第 4 項に従い、会計上の退職給付制度の分類を（ C ）。
6. （略）
7. 退職給付会計基準第 4 項に定める（ B ）に分類されるリスク分担型企業年金については、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額（本実務対応報告第 10 項(3)に基づき（ D ）として計上した（ E ）相当額を除く。）を、各期において費用として処理する。
8. （略）
9. 退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める（ B ）に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、（ F ）に該当する。
10. この場合、次の会計処理を行う。
  - (1) リスク分担型企業年金への移行の時点で、移行した部分に係る（ G ）と、その減少分相当額に係るリスク分担型企業年金に移行した資産の額との差額を、損益として認識する。移行した部分に係る（ G ）は、移行前の計算基礎に基づいて数理計算した（ G ）と、移行後の計算基礎に基づいて数理計算した（ G ）との差額として算定する。
  - (2) 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、損益として認識する。移行した部分に係る金額は、移行した時点における（ G ）の比率その他合理的な方法により算定する。

- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益の算定において、リスク分担型企业年金への移行の時点で規約に定める各期の掛金に ( E ) 相当額が含まれる場合、当該 ( E ) 相当額の総額を ( D ) として計上する。
- (4) 上記(1)から(3)で認識される損益は、原則として、( H ) 表示する。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 経常損益に純額で	(イ) 経常損益に	(ウ) 特別損益に純額で	(エ) 特別損益に
(カ) 標準掛金	(ク) 特別掛金	(キ) リスク対応掛金	(ク) 特例掛金
(ケ) 再判定できる	(コ) 再判定する	(ク) 再定義できる	(シ) 再定義する
(ス) 退職給付に係る負債	(セ) 退職給付引当金	(ソ) 退職給付債務	(タ) 勤務費用
(フ) 退職給付制度の減額	(ツ) 退職給付制度の終了	(テ) 退職給付制度の清算	(ト) 退職給付制度の縮小
(チ) 流動負債	(ニ) 固定負債	(ヌ) 支払備金等	(ネ) 未払金等
(リ) 確定拠出型制度	(ロ) 企業型確定拠出制度	(ヒ) 企業型年金制度	(リ) 確定拠出制度
(ハ) 拠出義務	(ホ) 拠出リスク	(マ) 拠出金額	(ニ) 拠出掛金額

設問 5. 次は、「確定拠出年金法施行規則」に規定する「企業型年金の給付の額の算定方法の基準」に関する記述である。

第四条 令第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 年金たる老齢給付金

イ 給付の額の算定方法は、請求日（給付の支給を請求した日をいう。以下同じ）において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであること。

ロ 給付の額は、請求日の属する月の（ A ）以後の個人別管理資産額（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。

ハ 給付の額（ホ及びチの規定により算定される額を除く。）は、請求日の属する月又はへの申出をした月の（ A ）における個人別管理資産額の（ B ）に相当する額を超えず、かつ、（ C ）に相当する額を下回らないものであること（請求日において、個人別管理資産（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）について、保険又は共済の契約であって（ D ）を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって（ E ）を行っている場合を除く。ニにおいて同じ。）。

ニ 支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して（ F ）以内の月に限る。）から起算して五年以上二十年以下であること。

（以下略）

【選択肢】

(ア) 前月の末日	(イ) 一日	(ウ) 末日	(エ) 翌月の一日
(カ) 十二分の一	(カ) 六分の一	(キ) 三分の一	(ク) 二分の一
(ケ) 二百四十分の一	(コ) 百二十分の一	(ク) 二十分の一	(シ) 十分の一
(ス) 確定年金	(セ) 有期年金	(ソ) 終身年金	(タ) 保証終身年金
(チ) 保証	(ツ) 給付	(テ) 運用の指図	(ト) 管理の指図
(ト) 一月	(ニ) 二月	(ヌ) 三月	(ネ) 六月



設問 6. 次は、「中小企業退職金共済法施行規則」に規定する「企業年金制度への解約手当金の引き渡しについての要件」に関する記述である。

第三十一条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号。以下「令」という。）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。） 次のイからハまでのいずれにも該当すること。
  - イ 法第八条第二項第二号の規定により（ A ）された共済契約の被共済者の（ B ）を確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する（ C ）とするものであること。
  - ロ 法第十七条第一項の引渡しをしたときにおける同項後段の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条の規定に基づき計算した（ D ）から当該引き渡しができないものとして同条の規定に基づき計算した（ D ）を控除した額は、当該被共済者に係る第三十五条に規定する金額の合算額を（ E ）ものであること。
  - ハ 法第十七条第一項の規定により機構が引き渡す金額は、同項後段の申出をする共済契約者が負担する掛金として（ F ）払い込まれるものであること。

（以下略）

※ 「第三十五条に規定する金額」とは「解約手当金に相当する額」である。

**【選択肢】**

(ア) 上回らない	(イ) 下回らない	(ウ) 概ね上回らない	(エ) 概ね下回らない
(カ) 被保険者	(カ) 加入者	(キ) 加入者等	(ク) 待期者
(ケ) 停止	(コ) 払戻し	(ク) 解除	(シ) 解約
(ス) 一年以内に	(セ) 半年以内に	(ソ) 一月以内に	(タ) 一括して
(フ) 全て	(ツ) 二分の一以上	(テ) 三分の一以上	(ト) 全部または一部
(チ) 給付に要する費用の通常の前測に基づく予想額の現価に相当する額			
(ニ) 数理債務の額	(ヌ) 最低積立基準額	(ネ) 要支給額	

設問 7. 次は、平成 30 年 1 月 26 日に厚生労働省が公表した「平成 30 年度の年金額改定について」における国民年金及び厚生年金に係る年金額改定に関する記述のうち「参考 1：平成 30 年度の参考指標」及び「参考 2：マクロ経済スライドの未調整分について」に関する抜粋である。

■ 参考 1：平成 30 年度の参考指標

- ・ ( A ) 変動率 …… 0.5%
- ・ ( B ) 変動率 ※1 …… ▲0.4%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※2 …… ( C )

※1 「( B ) 変動率」とは、前年の ( A ) 変動率に 2 年度前から 4 年度前までの 3 年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率 (▲0.2%) を乗じたものです。

◆ ( B ) 変動率 (▲0.4%)

$$= \frac{\text{( A ) 変動率 (0.5\%)}}{\text{(平成 29 年の値)}} \times \frac{\text{実質賃金変動率 (▲0.7\%)}}{\text{(平成 26~28 年度の平均)}} \times \frac{\text{可処分所得割合変化率 (▲0.2\%)}}{\text{(平成 27 年度の値)}}$$

※2 「マクロ経済スライド」とは、( D ) の減少と ( E ) の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。したがって、平成 30 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。この仕組みは平成 ( F ) 年の年金制度改革において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ( ( C ) )

$$= \frac{\text{( D ) 数の変動率 (0.0\%)}}{\text{(平成 26~28 年度の平均)}} \times \frac{\text{( E ) の伸び率 ( ( C ) )}}{\text{(定率)}}$$

■ 参考 2：マクロ経済スライドの未調整分について

平成 ( G ) 年に成立した年金改革法により、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組みを導入しました。これは、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準の確保を目的とするものです。この年金額改定ルールの見直しは平成 ( H ) 年 4 月から施行され、平成 ( H ) 年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分が繰越しの対象となります。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 平均寿命	(イ) 平均年齢	(ウ) 平均余命	(エ) 高齢化率
(オ) 6	(カ) 11	(キ) 16	(ク) 21
(ケ) 26	(コ) 27	(ク) 28	(シ) 29
(ス) 30	(セ) 31	(ソ) 32	(タ) 33
(チ) 年金資産	(ツ) 物価	(テ) 金利	(ト) 株価
(ナ) 名目賃金	(ニ) 名目手取り賃金	(ヌ) 実質手取り賃金	(ネ) 標準報酬月額
(ノ) ▲0.5%	(ハ) ▲0.3%	(ヒ) ▲0.2%	(フ) ▲0.1%
(ヘ) 現役労働者	(ホ) 生産年齢人口	(マ) 公的年金被保険者	(ミ) 国民年金被保険者

設問 8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

第 6 条 会員は、自己の顧客や所属法人等に勤務する者と共同して業務を遂行しなければならない。

2 会員は、業務を行うだけの（ A ）があり、かつ、適切な経験を有する場合でなければ、その業務を遂行してはならない。また、会員は、依頼された業務の遂行に必要な情報の取得に努めなければならない。

3 （略）

4 （略）

5 会員は、本会又は他者が作成し、本会が採用している実務に関する指針であって、会員に対して（ B ）のあるもののうち、関連のあるものを全て考慮に入れなければならない。また、本会又は他者が作成し、本会が採用している実務に関する情報であって、会員に対して（ B ）のないものを参考にすることができる。

【選択肢】

(ア) 知識	(イ) 資格	(ウ) 責任	(エ) 能力	(オ) 時間
(カ) 制約	(キ) 指針	(ク) 拘束力	(ケ) 強制力	(コ) 効力

問題 2. A、B いずれかを選択し解答せよ。

A. 厚生年金基金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、通知「厚生年金基金財政運営基準」に規定する「財政計算を行うべき場合」に関する記述である。次の①～⑥の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第四 財政計算

一 財政計算を行うべき場合

(略)

(3) 変更計算

(略)

カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保

財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額(当該基準日が (略) )又は最低責任準備金の( ① )のいずれか大きい額を下回った場合であって、次の( ② )  
場合

(ア) 財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額に( ③ ) (当該基準日  
日が (略) )を乗じて得た額又は最低責任準備金の( ④ ) (当該基準日  
日が (略) )のいずれか大きい額以上である場合であって、当該財政検証の基準日  
の属する事業年度の前三事業年度の末日を基準日とする財政検証において、純資産額  
が最低積立基準額(当該基準日が (略) )又は最低責任準備金の( ⑤ )  
のいずれか大きい額以上である事業年度が二事業年度以上ある場合

(イ) ( ⑥ )を実施している場合

(以下略)

設問 2. 厚生年金基金を解散し、残余財産を確定給付企業年金へ交付する際に必要な同意について簡記せよ。

設問 3. 代行返上または残余財産の交付により厚生年金基金から移行した確定給付企業年金が非継続基準の財政検証に抵触し、積立比率に応じた特例掛金を計算する際に適用することができる特例について簡記せよ。ただし、財政検証の基準日は 2018 年 3 月末日とする。(なお、最低保全給付を段階的に認識する特例については言及しなくてよい。)

B. 確定拠出年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、通知「確定拠出年金制度について」の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に規定する「中小事業主掛金に関する事項」に関する記載の一部である。次の a~f の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

1. 中小事業主の要件

法第 55 条第 2 項第 4 号の 2 に規定する中小事業主の要件については、下記のいずれも満たすものであること。

- (1) ( a )、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない ( b )  
事業所の事業主であること。
- (2) 同一事業主が二以上の ( b ) 事業所において実施する場合は、使用する ( c )  
厚生年金被保険者の総数が ( d ) 以下であること。

2. 中小事業主掛金の拠出の対象となる者についての「一定の資格」の内容

法第 68 条の 2 第 2 項中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①又は②に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に ( e ) な取扱いとなるものであること。

① 「一定の職種」

「一定の職種」に属する加入者 ( ( b ) 事業所に使用される法第 2 条第 6 項に規定する ( c ) 厚生年金被保険者であって、 ( f ) であるものをいう。) のみ中小事業主掛金の拠出の対象となる者とする。

(注) 「職種」とは、研究職、営業職、事務職などをいい、労働協約若しくは就業規則又はこれらに準ずるものにおいて、これらの職に属する従業員に係る給与や退職金等の労働条件が他の職に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

② 「一定の勤続期間」

当該 ( b ) 事業所に使用される期間 (いわゆる勤続期間) のうち、「一定の勤続期間以上 (又は未満)」の従業員のみ中小事業主掛金の拠出の対象となる者とする。なお、見習期間中又は試用期間中の従業員については中小事業主掛金の拠出の対象とならないことができるものであること。

3. 「 ( e ) なものでないこと」の内容

令第 29 条第 4 号イ中の「 ( e ) なものでないこと」については、2①及び②の一定の資格ごとに同額の中小事業主掛金額となるようにすることはできること。

(以下略)

設問 2. 確定拠出年金法第十一条に規定する企業型年金の「資格喪失の時期」について簡記せよ。

設問 3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 1 日施行）により、新たに簡易企業型年金の創設が可能となったが、簡素化される事務について、大きく 3 つに分けて簡記せよ。（簡素化される事務の詳細な内容は不要で、各 1 行程度で記載せよ。）

問題 3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6 点)

設問 1. 「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」における「短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進」の内容について次の①～④の空欄に入る語句や数値をそれぞれ記載せよ。

**【平成 28 年 10 月からの適用対象者】**

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の(1)～(5)全ての要件に該当する方

- (1) 週の所定労働時間が ( ① ) 時間以上あること
- (2) 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- (3) 賃金の月額が ( ② ) 万円以上であること
- (4) 学生でないこと
- (5) 被保険者数が常時 501 人以上の企業に勤めていること

**【平成 29 年 4 月から新たに適用拡大となる事業所】**

次のア又はイに該当する、被保険者数が常時 500 人以下の事業所

ア ( ③ ) に基づき申出をする法人・個人の事業所

イ ( ④ ) に属する事業所

注) 国に属する全ての事業所については平成 28 年 10 月から適用拡大を開始

設問 2. 老齢基礎年金(特別支給の老齢厚生年金の支給対象でない者に限る)の繰上げ受給、繰下げ受給それぞれについて、年金額と支給開始時期の関係を簡記せよ。



問題 4. 確定給付企業年金制度における以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6 点)

設問 1. 以下は、確定給付企業年金法施行規則第二十五条の二に規定する「調整率」に関する記載である。次の①～③の空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。

第二十五条の二 調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。

一 リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であって給付の設計を変更するとき(掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限り。)における調整率は一・〇とする。

二 毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

イ 積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額(以下この条において「給付財源」という。)が調整前給付額の通常の見積りに基づく予想額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額(第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この号において同じ。)を加えた額を上回る場合 ( ① ) となること。

ロ 給付財源が調整前給付額の通常の見積りに基づく予想額の現価に相当する額を下回る場合 ( ② ) となること。

ハ イ及びロ以外の場合 ( ③ ) となること。

(以下略)

設問 2. 次は、確定給付企業年金法第八十二条の二に規定する「確定拠出年金を実施する場合における  
手続等」に関する記載である。第四項に規定する「その使用される加入者の全てが移換加入者  
以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める  
場合」を 3 つ簡記せよ。

第八十二条の二 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実  
施する企業型年金における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産（確定拠出年金法  
第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第六項において同じ。）に充てる場合には、政  
令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業  
型年金の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換  
することができる。

(略)

- 4 第一項の規定による積立金の移換に伴いその使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者  
である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合には、第二項  
の規定にかかわらず、その使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所に  
ついては、当該移換加入者以外の加入者の同意を要しない。

(以下略)

問題 5. 次は、A 社と B 社の確定給付企業年金制度（リスク分担型企業年金でない制度）の財政再計算の諸数値等である。このとき以下の設問にそれぞれ解答せよ。公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスに記載された方法により計算を行い、金額の端数処理は百万円未満を四捨五入すること。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。  
(8 点)

	A 社	B 社
通常予測給付現価	950 百万円	1,250 百万円
標準掛金収入現価	370 百万円	420 百万円
純資産額 (注)	600 百万円	900 百万円
国内債券	240 百万円	360 百万円
国内株式	60 百万円	180 百万円
外国債券	160 百万円	200 百万円
外国株式	130 百万円	140 百万円
一般勘定	0 百万円	0 百万円
短期資産	0 百万円	0 百万円
その他資産	10 百万円	20 百万円

以下は財政再計算前の諸数値である。

通常予測給付現価	940 百万円	1,230 百万円
標準掛金収入現価	350 百万円	440 百万円
特別掛金収入現価	210 百万円	110 百万円
リスク対応掛金収入現価	10 百万円	10 百万円
別途積立金	120 百万円	200 百万円
財政悪化リスク相当額	170 百万円	250 百万円

(注) 純資産額は、固定資産の額と同額であり、流動資産、流動負債及び支払備金は 0 百万円である。

<前提>

- ・積立金の額の評価方法は時価方式を用いる。
- ・再計算前の別途積立金は全額留保するものとし、今回の財政再計算で新たに発生した過去勤務債務が負の場合は、その全額を別途積立金に積み増す。
- ・財政悪化リスク相当額の計算において、特別算定方法は使用しない。
- ・財政再計算前から 2017 年 1 月施行の新財政運営に移行している。

設問 1. A 社・B 社の財政再計算における未償却過去勤務債務残高をそれぞれ算出せよ。

設問 2. A 社・B 社の財政再計算における上限リスク対応額をそれぞれ算出せよ。なお、「上限リスク対応額」とは、確定給付企業年金法施行規則第四十六条の二第一項第一号に定める「リスク対応額」の上限をいう。

問題 6. 退職給付会計に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 次は、企業会計基準委員会が公表している「退職給付に関する会計基準」に規定する「確定給付制度の開示」の「表示」に関する記載である。上記の①～⑤の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

表示

27. 積立状況を示す額(第13項参照)について、負債となる場合は「退職給付に係る負債」等の適当な科目をもって( ① )に計上し、資産となる場合は「退職給付に係る資産」等の適当な科目をもって( ② )に計上する。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、( ③ )の部における( ④ )累計額に「退職給付に係る調整累計額」等の適当な科目をもって計上する。
28. 退職給付費用(第14項参照)については、原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する。ただし、新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であると認められるときには、当該金額を( ⑤ )として計上することができる。
29. 当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに当期に費用処理された組替調整額(第15項参照)については、( ④ )に「退職給付に係る調整額」等の適当な科目をもって、一括して計上する。

設問 2. 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の「6.2.1 データ等の基準日から期末までの期間の調整」に例示されている3つの数理的な方法についてその内容を簡記せよ。

設問 3. 「IAS19に関する数理実務基準」の「25. 資産の上限」に記載される「資産の上限」に関する説明について簡記せよ。また、同項において、制度規約や最低積立要件の法的な解釈といった論点を十分に考慮すべきことを踏まえ、会員は依頼主に何を確認することとなっているか簡記せよ。

**【所見問題】**

問題 7 我が国では今後更なる長寿化の進展が見込まれている。公的年金制度の動向や長寿化の進展を踏まえ、公的年金制度を補完する位置づけにある企業年金制度がかかえる課題とその解決策について所見を述べよ。なお、解答にあたっては現行法令等で可能な方法以外に、今後の法令等の改正も視野に入れて考えられる方法があれば、理由を含めてその内容を述べること。（解答用紙 3 枚以内）（35 点）

（参考数値）平均寿命について

男性：80.75 年（2015 年実績）→ 84.95 年（2065 年推定値）

女性：86.98 年（2015 年実績）→ 91.35 年（2065 年推定値）

※ 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（平成 29 年推計）  
死亡中位の仮定より